

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務）</p> <p>第十五条の四 法第四十八条の二第一項第一号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）若しくは市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。</p> <p>（期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域）</p> <p>第十六条 法第四十八条の二第一項第四号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法若しくは市町村の合併の特例に関する法律においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、別表第一のとおりとする。</p> <p>（国立保養所）</p> <p>第十六条の二 令第五十条第一項（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）若しくは市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七</p>	<p>（期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務）</p> <p>第十五条の四 法第四十八条の二第一項第一号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）若しくは市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三十六号）においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。</p> <p>（期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域）</p> <p>第十六条 法第四十八条の二第一項第四号（法第四十九条第一項においてこれを引用し、地方自治法若しくは市町村の合併の特例等に関する法律においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民審査法においてこの例によることとされている場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、別表第一のとおりとする。</p> <p>（新設）</p>

年政令第五十五号)においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民
審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてこの例による
こととされている場合を含む。)に規定する厚生労働省組織令(平成十
二年政令第二百五十二号)第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリ
テーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労
働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百五十八条に規定
する国立保養所とする。

(船員の不在者投票用紙等を交付する市町村)

第十七条 令第五十一条第一項(地方自治法施行令

若しくは市町村の合併の特例に関する法律施行令

審査法施行令 においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民

こととされている場合を含む。)の規定によつて船員の不在者投票の投
票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、別表第二のとおりとする。

(衆議院比例代表選出議員の選挙に係る供託の方法等)

第十七条の三 法第九十二条第二項の規定により供託する金額又は国債証
書(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法
律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるも
のとされるものを含む。)は、三百万円ごとの金額又は額面に区分でき
るものでなければならない。

2・3 (略)

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第十七条の七 (略)

(船員の不在者投票用紙等を交付する市町村)

第十七条 令第五十一条第一項(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第
十六号)若しくは市町村の合併の特例等に関する法律施行令(平成十七
年政令第五十五号)においてこれを準用し、又は最高裁判所裁判官国民
審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてこの例による

こととされている場合を含む。)の規定によつて船員の不在者投票の投
票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、別表第二のとおりとする。

(衆議院比例代表選出議員の選挙に係る供託の方法等)

第十七条の三 法第九十二条第二項の規定により供託する金額又は国債証
書(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法
律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるも
のとされるものを含む。)は、三百万円ごとの金額又は額面に区分でき
るものでなければならない。

2・3 (略)

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第十七条の七 (略)

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書
を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給
を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭
和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第四号に規定する四けた以
下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和二
十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の十七第一項第四号若しくは第
三十六条の十八第一項第三号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃
料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油
の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3
(略)

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証
明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給
を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭
和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第四号に規定する四けた以
下のアラビア数字

料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油
の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

3
(略)

何 ㇿ 当 選 証 書

住 所

氏 名

右は、都（何道府県）〔何郡（市）町（村）〕（第何区）において、

何ㇿに当選したことを証明するため、ここに当選証書を付与する。

平成何年何月何日

中 央 選 挙 管 理 会
都道府県〔何郡（市）町（村）〕選挙管理委員会 委員長

氏 名 印

備考 任期を異にする参議院議員の選挙を合併して行う場合において
は、いずれの選挙の当選人であるかを明記するものとする。

(第二十八号様式の二)

衆議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書

平成何年何月何日執行の何選挙の何選挙区における供託物について、公職選挙法施行令第93条の2第2項の規定により返還を請求する場合の返還を受けるべき順位を、下記のとおり届け出ます。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代 表 者 氏 名 印

何選挙長 氏 名 あて

記

返還を受けるべき順位	供託所	供託番号	金銭又は国債証券の別	国債証券については名称、回記号及び番号	返還を受けるべき金額又は国債証券の額面	備考
計						

- 備考 1 国債証券には、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含むものである。
- 2 返還を受けるべき順位は、600万円ごとの金額又は額面の国債証券に付するものである。
- 3 「国債証券については、名称、回記号及び番号」欄には、振替国債以外の国債証券にあっては当該国債証券の回記号及び番号を、振替国債にあっては当該振替国債の名称及び回記号を記載するものである。

参議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書

平成何年何月何日執行の何選挙における供託物について、公職選挙法施行令第93条の2第3項において準用する同条第2項の規定により返還を請求する場合の返還を受けるべき順位を、下記のとおり届け出ます。

平成何年何月何日

政党その他の政治団体の名称

本部の所在地

代 表 者 氏 名 印

何選挙長 氏 名 あて

記

返還を受けるべき順位	供託所	供託番号	金銭又は国債証券の別	国債証券については名称、回記号及び番号	返還を受けるべき金額又は国債証券の額面	備考
計						

- 備考 1 国債証券には、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下「振替国債」という。）を含むものである。
- 2 返還を受けるべき順位は、300万円ごとの金額又は額面の国債証券に付するものである。
- 3 「国債証券については、名称、回記号及び番号」欄には、振替国債以外の国債証券にあっては当該国債証券の回記号及び番号を、振替国債にあっては当該振替国債の名称及び回記号を記載するものである。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

平成何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長） 氏 名 あて

平成何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印
(参議院名簿届出政党等の名称)

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号口の規定による確認を受けたいので申請します。

平成何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長） 氏 名 あて

平成何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

- 1 契約年月日 平成何年何月何日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃 料 代 計 (a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から都道府県（国）に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

(第二十八号様式の五 その一)

確認番号 第 一 号

自動車燃料代確認書

公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

平成何年何月何日

何選挙管理委員会委員長（中央選挙管理会委員長） 氏 名 印

記

- 1 平成何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 2 候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合）には、燃料供給業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書

(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

平成何年何月何日

平成何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2 左に掲げる場合以外の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代 表者の氏名			
車種及び自動車登録 番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	平成何年何月何日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合）には、運送事業者等は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 15,300円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上（参議院比例代表選出議員の選挙にあっては3台以上）の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台（参議院比例代表選出議員の選挙にあっては2台）に限られていますので、その指定をした1台（参議院比例代表選出議員の選挙にあっては2台。各証明書1枚につき1台）のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、都道府県（国）に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書

(燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

平成何年何月何日

平成何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名 印

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
平成何年何月何日		0	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が都道府県（国）に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合）には、燃料供給業者は、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

(第二十八号様式の十二)

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

平成何年何月何日

都道府県知事（総務大臣）あて

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名

印

記

- 請求金額 円
- 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 平成何年何月何日執行何選挙（何選挙区）
- 候補者の氏名
（参議院名簿届出政党等の名称）
- 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	-----		
口座名			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合（参議院名簿登載者がその者に係る参議院名簿届出政党等における当選人の数に2を乗じて得た数に相当する当選人となるべき順位まででない場合）には、都道府県（国）に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(第二十八号様式の十二)

(別紙)

1. 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
平成何年何月何日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 64,500×()=	円	
平成何年何月何日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 64,500×()=	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

2. 請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
平成何年何月何日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 15,300×()=	円	
平成何年何月何日	円 台 円 ()×()=	円 台 円 15,300×()=	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
平成何年何月何日		円 ℓ 円 ()×()=			
平成何年何月何日		円 ℓ 円 ()×()=			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
平成何年何月何日	円	12,500円	円	
平成何年何月何日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。